

隠岐の島町 お知らせ便 284号 平成31年 4月11日発行 別冊



お知らせ

求職者向けパソコン講習の実施

職場内で必要なパソコンスキル、ビジネスマナー、コミュニケーションなどを学び、協調性を持ち仕事を組み立てることができる人材を育成します。さらにインターネット利用に必要なルールを学び、業務の効率化に役立つスキルを習得します。

●受講コース

パソコン基礎科

●訓練日程

期間…7月23日(火)から10月22日(火)まで

※土日祝と8月13日、15日は休講

時間…午前9時30分から午後3時50分

会場…隠岐島文化会館

●入校までの流れ
入校検定…7月5日(金)
9時30分から(受付9時から9時20分)

会場…島根県隠岐合同庁舎

内容…筆記試験(国語・数学)面接試験

合格発表…7月11日(木)午前9時

●対象者

求職者(ハローワークから「受講指示」「受講推薦」又は「支援指示」を受けられる方)

●取得可能資格
コンピュータサービス技能評価試験(ワープロ・表計算) 3級・2級

●受講料
無料 ※別途テキスト代等必要

●募集期間

4月1日(月)から6月28日(金)まで

●応募方法

ハローワークの窓口で相談のうえ、入校届を提出してください。

◆問い合わせ先

【入校検定・応募に関すること】
島根県立東部高等技術校
出雲市長浜町3057-111
電話 0852-2812734

【訓練内容・会場に関すること】
有限会社Wil1さんいん
松江市朝日町498松江センタービル8階
電話 0852-2816220

※詳しくは隠岐の島町ホームページをご覧ください。

高齢者肺炎球菌予防接種費用助成について

保健課では、高齢者肺炎球菌予防のための予防接種費用助成をおこなっています。

●助成対象者

隠岐の島町に住所を有し、①・②のいずれかに該当する方

①定期予防接種対象者

○平成31年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳となる方

○平成30年度末に100歳以上の方(平成31年度のみ)

○60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障がい又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいを有する方

②町助成対象者

○接種日当日75歳以上で、前回接種から5年以上期間のあいている方(今までに助成を受けたことがない方)

※②の対象者への助成制度は、今年度(2020年3月31日)で終了となります。

●助成金額

一人当たり1回 3,000円

●助成の対象となる接種期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで

●接種場所 各医療機関

(かかりつけ医でご相談下さい)

●申請受付期間

2019年4月1日(月)から2020年4月10日(金)まで

●助成手続き

①接種費用を全額医療機関に支払ってください。

②後日、役場保健課・支所窓口で交付申請してください。

③必要書類・印鑑・領収書・診療明細書・振込先金融機関通帳・予診票

●注意
2020年4月以降の助成は、定期予防接種対象年齢(65歳から100歳の5歳刻み)の方ですが、以前に助成を受けられた方は期間があいていても対象になりませんので、ご注意ください。

【助成対象者】

65歳	昭和29.4.2~昭和30.4.1生まれ
70歳	昭和24.4.2~昭和25.4.1生まれ
75歳	昭和19.4.2~昭和20.4.1生まれ
80歳	昭和14.4.2~昭和15.4.1生まれ
85歳	昭和9.4.2~昭和10.4.1生まれ
90歳	昭和4.4.2~昭和5.4.1生まれ
95歳	大正13.4.2~大正14.4.1生まれ
100歳	大正8.4.2~大正9.4.1生まれ
100歳以上	大正8.4.1以前に生まれた方

◆問い合わせ先

役場 保健課健康係

電話 218562

障がい者等日常生活用具 給付等事業について

日常生活用具給付等事業は、障がいのある方や難病患者などが在宅で日常生活が円滑に送れるよう、障がいの種類や程度に応じて日常生活用具（ストーマ用器具、紙おむつ等）の給付等を行う事業です。

4月1日から次の2品目を追加しました。

①排痰補助装置（リース料）

●対象者…筋委縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィー等の難病のため、自力での排痰が困難で、常時又は随時排痰を行う必要がある方

●基準額（月額） 21,000円

②埋込型用人工鼻

●対象者…身体障がい者手帳を所持し、喉頭摘出等により常時埋込型の人工喉頭を使用している方

●基準額（月額） 23,760円

いずれの品目も自己負担額は基準額内であれば1回の申請につき最大6ヶ月分まで申請することができま。詳しくは、左記までお問い合わせください。

◆問い合わせ先

役場 福祉課地域福祉係

電話 218561

隠岐の島町タクシー利用 助成事業について

町では、高齢者や障がい者の方々などの移動支援を目的として、タクシー利用助成事業を昨年試行していましたが、4月から本格実施することになりました。内容については以下のとおりです。

●助成対象者

次の(1)～(4)のすべてに該当する方。

(1) 隠岐の島町内に住所があり、在宅で生活する方で、運転免許を保有していない方

(2) 本人及び同居する世帯全員の当該年度の住民税が非課税の方

(3) 本人及び同居する世帯全員が隠岐の島町の町税等の滞納がない方

(4) 次のいずれかに該当する方（一つでも該当すれば対象となります）

ア. 70歳以上

イ. 要介護1以上の認定を受けている

ウ. 身体障がい者手帳1・2級の交付を受けている

エ. 療育手帳Aの交付を受けている

オ. 精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている

カ. 日常的に車いすリフト付き車両及び、ストレッチャー付き車両を利用する必要がある

●助成内容

対象者の居住地から主要な目的地（隠岐病院）までの距離、料金などを勘案し、以下の【表1】に掲げる助成券を1世帯1年度につき、申請月に応じた枚数を交付します。

【表1】

助成対象者の居住地名	助成額 (1枚あたり)	申請月ごとの 支給枚数
城北町・有木・平・池田・栄町・中町・西町・港町・東町・下西・西田・原田・上西・東郷・飯田・岬町・今津・加茂・犬来・釜・都万(歌木のみ)	300円	●4～7月に申請された方 60枚 ●8～11月に申請された方 40枚
大久・那久路・小路・郡・山田・苗代田・南方・北方・代・久見・伊後向ヶ丘・山田向ヶ丘・久見向ヶ丘・中村・元屋・湊・西村・伊後・布施・卯敷・飯美・蛸木・津戸・都万・那久・油井・蔵田	600円	●12～3月に申請された方 20枚

●申請の方法

「タクシー利用助成券交付申請書」に必要な事項をご記入の上、役場福祉課、各支所、出張所までご提出ください。審査の上、助成対象の可否を決定し、後日、「対象者証」と「助成券」を交付します。

申請書は各受付窓口においてあります。申請書の郵送を希望される場合は、ご連絡ください。また、役場ホームページからもダウンロードできます。

●申請期間

4月15日（月）から

●利用方法

タクシー乗車時に、「対象者証」を運転手に提示し、降車時には「助成券」を渡し、助成額を控除した金額で料金を精算してください。

利用者1人につき1回の乗車で5枚を限度として使用できます。

対象者証を交付された方との相乗りは、付き添い乗車としてなら可能です。

●留意事項

・利用期限は、助成券が発行された年度の年度末まで。助成券に記載してある期間以外は使用できません。
・対象者証及び助成券の貸与・譲渡は禁止します。

・対象者証及び助成券の紛失、汚損などによる再交付はできません。

◆問い合わせ先

役場 福祉課高齢者福祉係

電話 214500

地域商業等支援事業費 補助金（開業等の支援） について

町では、地域商業の振興を目的に、町内で開業する方等を対象とした補助金をご用意しています。

【小売店等持続化支援事業】

（ア）一般枠

●交付対象者

町内で開業・事業承継を予定している中小企業者又は個人

●補助対象経費

建築費、建物取得費、改修費、備品購入費、家賃、広告宣伝費

●補助率

2分の1又は3分の2

●補助金額

最大50万円

（イ）空き家活用特別枠

●交付対象者

町内で他者所有の空き家等を利用した開業・事業承継を予定している中小企業者又は個人

●補助対象経費

同右

●補助率

2分の1又は3分の2

●補助金額

最大100万円

（ウ）飲食店特別枠

●交付対象者

西郷港周辺区域で、飲食店の開業又は事業承継を予定している中小企業者又は個人

●補助対象経費

同上

●補助率

2分の1又は3分の2

●補助金額

最大100万円

（エ）買い物不便対策特別枠

●交付対象者

町内で店舗を設け、食料品等の販売を行う中小企業者又は個人。ただし、特定の品目のみを販売する者および大規模小売店舗は除く。

●補助対象経費

改修費、備品購入費

●補助率

2分の1

●補助金額

最大50万円

【移動販売・宅配支援事業】

●交付対象者

町内で食料品及び日用品の移動販売又は宅配を行う中小企業者又は個人

●補助対象経費

①車両購入費

②燃料費、修理費、備品購入費

●補助率

①2分の1

②定額（最大3年間）

●補助金額

①最大400万円

②1年目10万円

※補助金の交付には、各種要件があります。詳しくは隠岐の島町ホームページをご覧ください。左記までお問合せください。

◆問合わせ先

役場 商工観光課商工労働係

電話 218575

隠岐の島町若年者の町内 就職を促進する事業補助 金の交付

町では、若年者の町内就職と定住促進を目的として、平成30年度から若年者を雇用した事業主に補助金を交付しています。

●対象となる若年者（「対象被雇用者」）

申請年度の4月1日時点で30歳未満の新規学卒者およびU・Iターン者で、次の雇用条件を満たす方。

※新規学卒者：申請の前年度に学校等を卒業した方

※U・Iターン者：本町に転入の届け出を行った方

（雇用条件）

- ・町内在住、町内勤務
- ・所定労働時間が週30時間以上
- ・雇用期間の定めなし。ただし、U・Iターン者については、本町への転入日の前後180日以内に雇用契約を締結した者に限る。

●交付対象者（事業主）

・町内の事務所、店舗又は工場等を就業場所として事業を営む者

・対象被雇用者と、2019年3月2日から2020年3月1日まで

に雇用契約を締結した者

・対象被雇用者について、本補助金の他に国、県又は町から雇用又は人件費に関する補助金等の交付を受けない者

・町が実施する各種人材育成研修に参加することが出来る者

・町税等の滞納がない者

・「くらしまねっと」および「ジョイメイトしまね」に登録・加入している者

・対象被雇用者を雇用した前後6月の間に、他の常用雇用者を解雇（退職勧奨を含む）していない者

●補助金額

対象被雇用者1名につき、月額5万円を、最長3年度交付します。（ただし、1年度につき1事業所5名以内）

※詳しくは隠岐の島町ホームページをご覧ください。

◆問合わせ先

役場 商工観光課商工労働係

電話 218575

軽自動車税の税率について

軽自動車税は、毎年4月1日現在に軽自動車などを所有されている方に課税されます。平成31年度の納期限は**5月31日（金）**です。軽自動車税の納付には、口座振替が便利です。ぜひ、ご利用ください。平成31年度の軽自動車税（種別割）の税率は次のとおりです。

1. 原動機付自転車等

車種		平成31年度税率	車種		平成31年度税率
原動機付自転車	～49cc	2,000円	二輪の小型自動車	250cc～	6,000円
	50cc～89cc	2,000円	ミニカー		3,700円
	90cc～124cc	2,400円	小型特殊自動車	農耕作業用（※）	2,000円
軽自動車二輪	125cc～249cc	3,600円		その他	5,900円

【※小型特殊自動車の農耕作業用とは】

乗用型で最高速度35km/h未満の農耕トラクター、コンバイン、農業用薬剤散布車、田植え機などを指し軽自動車税の課税対象となります。たとえ道路を走行しなくてもこれらを所有している方は、軽自動車税の申告手続きをして標識（ナンバープレート）の交付を受ける必要があります。

2. 三輪及び四輪の軽自動車（新車新規登録の時期により、適用される税率が異なります）

◆平成27年3月31日以前の新車新規登録（初めて車両番号の指定を受けたもの）について

- 初度検査年月（車検証に記載があります）から13年目までは、現行税率が適用されます。【※1】
- 初度検査年月から13年を経過した車両については、重課の税率が適用されます。【※2】（今年は、平成18年3月以前に初度検査登録された車両が対象です。）

車種	平成31年度税率			
	H27.3.31以前新車新規登録		H27.4.1以降 新車新規登録※3	
	登録後13年未満※1	登録後13年経過※2		
軽自動車三輪	3,100円	4,600円	3,900円	
軽自動車	自家用	7,200円	12,900円	10,800円
四輪乗用	営業用	5,500円	8,200円	6,900円
軽自動車	自家用	4,000円	6,000円	5,000円
四輪貨物	営業用	3,000円	4,500円	3,800円

◆環境性能の優れた車両の軽課税率について

平成27年4月1日以降に新車新規登録された車両【※3】のうち、平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）に新車新規登録をした軽四輪車等の平成31年度の軽自動車税を、下表のとおり軽減します。なお、平成30年度にグリーン化特例により軽課対象となった車両（平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新車新規登録）は、平成31年度から標準税率となります。

注：達成基準については、車検証の備考欄に記載があります。

達成基準 車種	電気・天然ガス	H17年排ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ		
		【乗用】H32年基準+20%以上達成 【貨物】H27年基準+35%以上達成	【乗用】H32年基準達成 【貨物】H27年基準+15%以上達成	
軽自動車三輪	1,000円	2,000円	3,000円	
軽自動車	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
四輪乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
軽自動車	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
四輪貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円

◆軽自動車税の税制改正

平成31年10月1日の消費税率10%段階への引き上げ時に、自動車取得税（県税）を廃止し、自動車税（県税）及び軽自動車税（町税）に環境性能割が創設され、平成31年10月1日以後の自動車及び軽自動車の取得に対して適用されます。これに伴い現行の軽自動車税は「軽自動車税種別割」に名称が変更になります。

◆問合わせ先 役場 税務課住民税係 電話2-8574